

第6回広見町・日吉村合併協議会

参 考 資 料

日 時：平成16年6月3日（水）午後2時～

場 所：日吉村住民センター 3階ホール

参考資料一覧

(新規協議)

1 協議第 61 号 一般職の職員の身分の取扱いについて

P 1

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	担当部会名等	総務部会
事務・事業・制度名等				
基本調整方針	<p>広見町及び日吉村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し統一を図る。 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し統一を図る。 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から類似団体及び地域の実情等を考慮の上、合併後速やかに調整する。 		調整方針確認日	平成 年 月 日
留意事項	根拠法令	先進事例		
<p>市町村の合併により消滅する合併関係市町村に現に在職する一般の職員（合併関係市町村職員）は、当該町村の法人格が消滅してしまうため、法的には失職してしまうこととなります。</p> <p>このような不合理を避けるため、合併特例法第9条第1項において、合併関係市町村は合併の際、その職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならないとされています。</p> <p>そのため、職員の身分の引継ぎは、合併関係市町村における協議によるとされているため、合併協議会において協議する必要があります。</p> <p>その協議により、消滅する合併関係市町村の職員が直ちに合併市町村の職員となるものではなく、合併期日において、改めて「身分を保有する措置」として任命行為を行う必要があります。</p> <p>また、同条第2項において、合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないとされています。</p>	<p>地方公務員法</p> <p>（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）</p> <p>第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。 特別職は、左に掲げる職とする。 <ol style="list-style-type: none"> 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職 <ol style="list-style-type: none"> 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの 非常勤の消防団員及び水防団員の職 <p>（分限及び懲戒の基準）</p> <p>第27条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。 <p>（降任、免職、休職等）</p> <p>第28条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 勤務実績が良くない場合 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 前2号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合 	<p>さぬき市(H14.4.1 合併)</p> <ol style="list-style-type: none"> 津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員の定数の合計については、現行定数を確保するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職員の職名については、合併時に調整する。 現職員については、現給を保障する。 <p>あさぎり町(H15.4.1 合併)</p> <ol style="list-style-type: none"> 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。 <p>東かがわ市(H15.4.1 合併)</p> <p>現に引田町、白鳥町及び大内町の一般職の職員である者は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>具体的な調整内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る。 職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。 		

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	
留意事項	根拠法令	先進事例	
	<p>(4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合</p> <p>2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合</p> <p>(2) 刑事事件に関し起訴された場合</p> <p>3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。</p> <p>4 職員は、第16条各号(第3号を除く。)の一に該当するに至つたときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律 (職員の身分取扱い)</p> <p>第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。</p> <p>2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号) (吏員その他の職員)</p> <p>第172条 前11条に定める者を除く外、普通地方公共団体に吏員その他の職員を置く。</p> <p>2 前項の職員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する。</p> <p>3 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。</p> <p>4 第1項の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除く外、地方公務員法の定めるところによる。</p> <p>(吏員の種類)</p> <p>第173条 前条第1項の吏員は、事務吏員及び技術吏員とする。</p> <p>2 事務吏員は、上司の命を受け、事務を掌る。</p> <p>3 技術吏員は、上司の命を受け、技術を掌る。</p>	<p>東宇和・三瓶町合併協議会 明浜町、宇和町、野村町、城川町及び三瓶町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>具体的内容調整</p> <p>1 職員数については、合併後定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。</p> <p>2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。</p> <p>3 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図る。</p> <p>4 職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障し、合併後5年を目途に給料の格差是正を行うものとする。</p> <p>南宇和合併協議会(H16.10.1合併予定) 現に5町村の職員であるものは、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>具体的な内容調整</p> <p>1 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。</p> <p>2 職名等については、人事管理等及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。</p> <p>3 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し統合を図る。</p> <p>4 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。</p>	

協議項目		一般職の職員の身分の取扱い				関係項目			
具体項目		現況(定員適正化計画実績)4月1日現在				具体的な調整内容			
		広見町		日吉村					
部門	区分	14年	15年	14年	15年	職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。			
一般行政	減員	6	5	1	2				
	増員	1							
	差引増減職員数	5	5	1	2				
	職員数	134	129	41	39				
特別行政 (教育長除く。)	減員								
	増員		1						
	差引増減職員数	0	1	0	0				
	職員数	18	19	5	5				
公営企業等	減員		1						
	増員				1				
	差引増減職員数	0	1	0	1				
	職員数	22	21	15	16				
派遣職員	減員								
	増員								
	差引増減職員数								
	職員数								
全職員計 (派遣職員除く。)	減員	6	6	1	2				
	増員	1	1		1				
	差引増減職員数	5	5	1	1				
	職員数	174	169	61	60				
適正化計画	計画期間	平成15年度～平成16年度		平成13年度～平成17年度					
	計画減員数	5人		2人					
定員モデル定数(一般行政)		137人		42人					

協議項目		一般職の職員の身分の取扱い				関係項目	
具体項目		現況(職員数)平成15年4月1日現在(定員管理調査)					
		広見町		日吉村		合計	
区	分	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数
条例定数と実職員数	町長部局	175	140	65	54	240	194
	議会	2	2	1	1	3	3
	教育委員会	28	19	15	5	43	24
	農業委員会	2	2	2		4	2
	公営企業	7	6			7	6
	選挙管理委員会	1	(1)	1	(1)	2	(2)
	監査委員	1	(1)	1	(1)	2	(2)
	合計	216	169	85	60	301	229

職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
(派遣職員(広見町7人、日吉村1人)教育長除く。)

協議項目		一般職の職員の身分の取扱い										関係項目	
具体項目		現況(定年退職予定者の状況)平成16年4月1日現在										合計	具体的な調整内容
		広見町					日吉村						
平成年度末	年齢	行政	単 労	保育士	医 療	計	行政	単 労	保育士	医 療	計		
16年度末	59	2	1			3					0	3	
17年度末	58	4				4		1			1	5	
18年度末	57	3	1			4	4		1		5	9	
19年度末	56	2				2	2	1			3	5	
20年度末	55	4		3	2	9	1				1	10	
21年度末	54	5	1	2	1	9	2				2	11	
22年度末	53	2		1	3	6				1	1	7	
23年度末	52	2		5	1	8	1				1	9	
24年度末	51	5		1	1	7	1				1	8	
25年度末	50	1		1	1	3	2			1	3	6	
26年度末	49	6		2		8	1		1	2	4	12	
27年度末	48	4	1	3		8	1				1	9	
28年度末	47	2		5		7	2				2	9	
29年度末	46	2		1		3	2			1	3	6	
30年度末	45	3		2	1	6		1	1		2	8	
31年度末	44	3				3	1			1	2	5	
32年度末	43	1	1	2		4				1	1	5	
33年度末	42	2				2		1			1	3	
34年度末	41	3		1		4					0	4	
35年度末	40	7				7	2				2	9	
36年度末	39	3				3			1	1	2	5	
37年度末	38	3		1		4	1	1		1	3	7	
38年度末	37	1	1			2	2			1	3	5	
39年度末	36	3	1			4					0	4	
40年度末	35	7		1	1	9	2	1			3	12	
41年度末	34	3		1		4				1	1	5	
42年度末	33	3				3				1	1	4	
43年度末	32	6		1	2	9	1				1	10	
44年度末	31	3				3					0	3	
45年度末	30	1		1		2	3				3	5	
46年度末	29	2		1		3	3				3	6	
47年度末	28	2		1		3	1				1	4	
48年度末	27	2				2	1				1	3	
49年度末	26	4		1		5			1		1	6	
50年度末	25	2				2					0	2	
51年度末	24	1				1	1				1	2	
52年度末	23	2		1		3					0	3	
53年度末	22					0					0	0	
54年度末	21	2				2			1		1	3	
55年度末	20			1		1					0	1	
56年度末	19					0					0	0	
57年度末	18					0					0	0	
合 計		113	7	39	13	172	37	6	6	12	61	233	

職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い		関係項目
	現況（職名 行政職給料表1）		
具体項目	広見町	日吉村	具体的な調整内容 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し統一を図る。 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し統一を図る。
1級	主事補、技師補、保育士	主事補、保育士	
2級	主事、技師、保育士	主事、保育士	
3級	主査、保育士	主査、保育士	
4級	係長、主任、連絡所長、主任保育士、保育士	係長、主任、保育士	
5級	係長、専門員、連絡所長、主任保育士、専門保育士	専門員、係長、保育士、主任保育士、園長、課長補佐、出納室長補佐	
6級	課長補佐、上級専門員、次長、診療所事務長、連絡所長、保育所長、係長、主任保育士、上級保育士、給食センター所長	課長補佐、課長、主幹、事務長、事務局長、支配人、園長、上級専門員、出納室長、主任保育士、上級保育士	
7級	課長、局長、室長、主幹	課長、主幹、事務長、事務局長、支配人、出納室長	
8級	総務課長		

具体項目	現況（職名 行政職給料表2）		具体的な調整内容
	広見町	日吉村	
1級	技能員補	用務員、業務員、オペレーター、調理員	職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し統一を図る。 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し統一を図る。
2級	技能員	技術員、技能員	
3級	技能員	技術員、技能員	
4級	主任技能員	係長	
5級	上級技能員		
6級	技能長		

具体項目	現況（職名 医療職給料表1）		具体的な調整内容
	広見町	日吉村	
1級	診療所長	医師、歯科医師	職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し統一を図る。 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し統一を図る。
2級		医師、歯科医師	
3級		診療所長	
4級		診療所長	

具体項目	現況（職名 医療職給料表2）		具体的な調整内容
	広見町	日吉村	
1級		栄養士	職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し統一を図る。 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し統一を図る。
2級		栄養士	
3級		主任栄養士	
4級		主任栄養士	

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い		関係項目
具体項目	現況(職名 医療職給料表3)		具体的な調整内容
	広見町	日吉村	
1級	准看護師	准看護師	職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し統一を図る。 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し統一を図る。
2級	准看護師、保健師補、	看護師、保健師、准看護師	
3級	看護師、保健師	主任看護師、主任保健師、看護師、保健師、准看護師	
4級	看護師、保健師、主任保健師	看護師長、主任看護師、主任保健師	
5級	看護師長、保健師長、獣医師、上級保健師、主任保健師 上級看護師		
6級	総看護師長、総保健師長、家畜診療所長		

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い		関係項目		
具体項目	現況		具体的な調整内容		
	広見町	日吉村			
職員給与等の状況 (H15.4.1現在)	一般行政職	平均給料月額	323,529円	318,400円	職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から類似団体及び地域の実情等を考慮の上、合併後速やかに調整する。
		平均給与月額	363,108円	354,462円	
		平均年齢	41.1歳	43.0歳	
	技能労務職	平均給料月額	317,337円	251,300円	
		平均給与月額	337,482円	267,600円	
		平均年齢	48.7歳	45.0歳	
初任給 (H16.4.1現在)	一般行政職	大学卒	1級7号 160,200円	2級2号 170,700円	
		高校卒	1級3号 138,800円	1級3号 138,800円	
	技能労務職	高校卒	1級6号 136,000円	1級7号 140,700円	
		中学卒	1級4号 128,100円	1級3号 124,300円(労務) 1級4号 128,100円(技能)	
期末勤勉手当 (H16.4.1現在)	期末手当	6月	1.40月(1.15月)	1.40月	
		12月	1.60月(1.35月)	1.60月	
	勤勉手当	6月	0.70月	0.70月	
		12月	0.70月	0.70月	
	合計		4.40月(3.90月)	4.40月	
ラスパイレス指数(一般行政職) (H15.4.1現在)		94.2	88.4		
		全国町村平均 95.7	全国市平均 100.7		
<p>ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給与月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。</p> <p>ラスパイレス指数は、当該団体の給与制度・運用の実態を示す指標ともいえるべきものであり、その算出の過程を精査することにより、学歴別、経験年数別の国家公務員との給与格差を把握することができ、そして、それぞれの給与格差が生じてきた原因を分析することを通じて給与制度・運用上の問題点を把握することができます。</p>					